

第５回 岩木川魚がすみやすい川づくり検討委員会

日時：平成 28 年 12 月 2 日(金)
13 時 00 分～17 時 00 分
場所：弘前市水道管理センター 4 階会議室
司会：青森河川国道事務所 工務第一課長

次 第

1. 開会
2. 挨拶 青森河川国道事務所長
3. 議事
 - (1) 第 4 回委員会の議事概要及び対応について
 - (2) 瀬・淵の保全・再生対策の施工前モニタリングについて
 - (3) 瀬・淵の保全・再生対策の実施方法について
 - (4) 弘前市上水道取水堰周辺モニタリング調査について
 - (5) 弘前市上水道取水堰周辺の遡上環境改善の状況報告について
4. その他
5. 閉会

第5回 岩木川魚がすみやすい川づくり検討委員会 出席者名簿

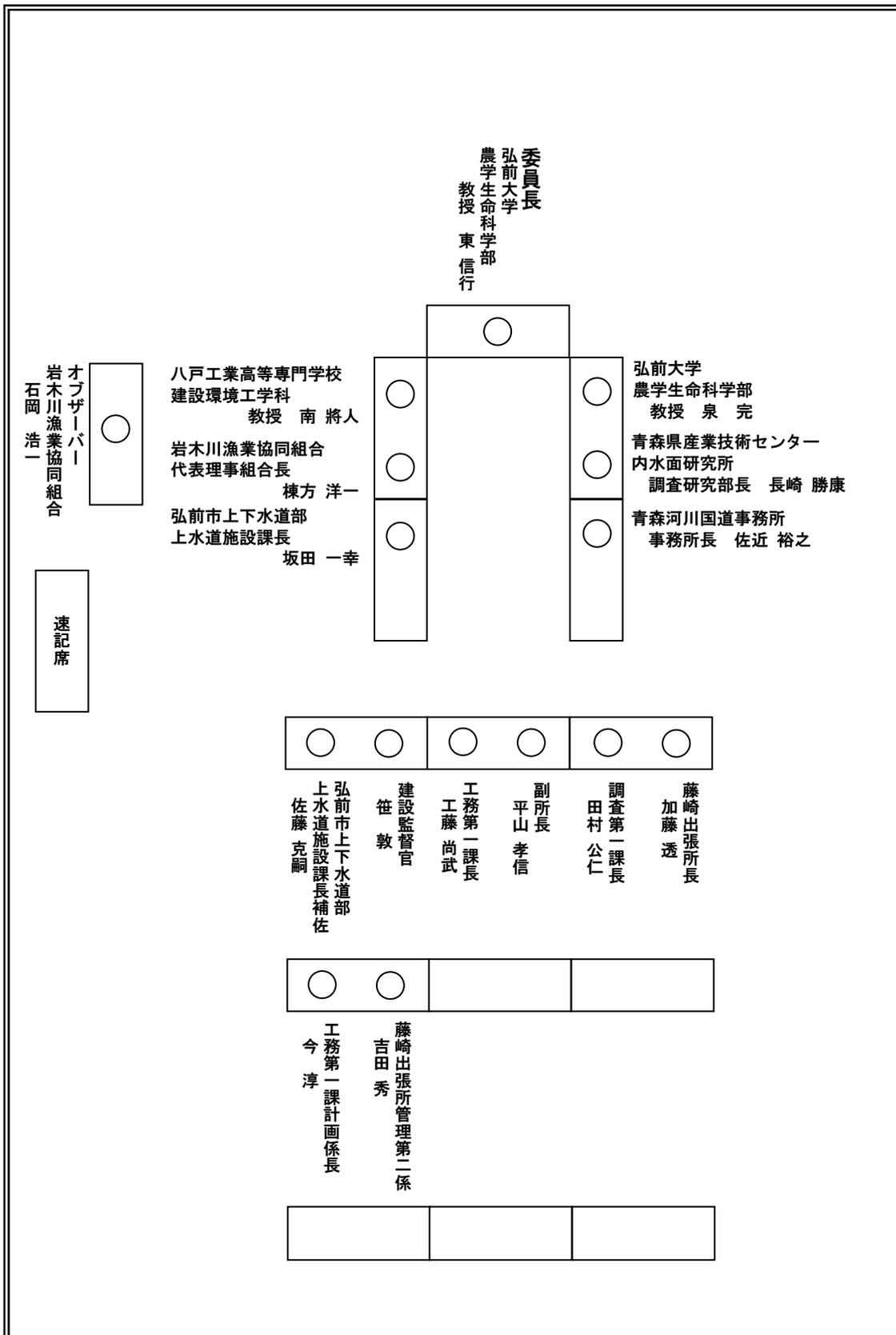
1. 岩木川魚がすみやすい川づくり検討委員会 委員名簿

氏名	所属	備考
東 信行	弘前大学農学生命科学部 教授	
泉 完	弘前大学農学生命科学部 教授	
佐藤 嘉哉 (坂田 一幸)	弘前市上下水道部 部長 (弘前市上下水道部 上水道施設課長)	代理出席
長崎 勝康	青森県産業技術センター内水面研究所 調査研究部長	
南 将人	八戸工業高等専門学校建設環境工学科 教授	
棟方 洋一	岩木川漁業協同組合 代表理事組合長	
佐近 裕之	東北地方整備局 青森河川国道事務所 事務所長	
鈴木 勇治	東北地方整備局 津軽ダム工事事務所 事務所長	欠席

2. 事務局名簿

氏名	所属	備考
平山 孝信	東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長	
笹 敦	東北地方整備局 青森河川国道事務所 建設監督官	
工藤 尚武	東北地方整備局 青森河川国道事務所 工務第一課長	
田村 公仁	東北地方整備局 青森河川国道事務所 調査第一課長	
加藤 透	東北地方整備局 青森河川国道事務所 藤崎出張所長	
今 淳	東北地方整備局 青森河川国道事務所 工務第一課 計画係長	
吉田 秀	東北地方整備局 青森河川国道事務所 藤崎出張所 管理第二係	

第5回 岩木川魚がすみやすい川づくり検討委員会 配席図



「岩木川魚がすみやすい川づくり検討委員会」規約

第1条（趣旨）

この規約は、「岩木川魚がすみやすい川づくり検討委員会」（以下「委員会」という）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この委員会は、東北地方整備局青森河川国道事務所が予定している岩木川の魚がすみやすい川づくりを実施するにあたり、専門的な見地から審議、助言を行い、川本来の生態系の機能回復を目指すものである。

第3条（組織等）

委員会は、青森河川国道事務所長が設置する。

- 委員は、青森河川国道事務所長が委嘱する。
- 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。
- 本委員会は、魚がすみやすい川づくり実施後、モニタリング調査による機能が確認されるまでのあいだとし、委員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。

第4条（委員長）

委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。

第5条（委員会）

委員会は、委員長が召集する。

第6条（公開）

委員会は原則、公開とする。但し、委員長が非公開と判断した場合は、委員長がこれを決定する。

第7条（事務局）

委員会の事務局は、青森河川国道事務所におく。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成25年 8月27日より施行する。